

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月10日



佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第45号

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

狩猟税証紙徴収規則（昭和29年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証紙)</p> <p>第2条 証紙は、額面金額をそれぞれ16,500円、12,300円、11,000円、8,200円、6,100円、5,500円、4,100円、<u>3,000円</u>、2,700円、2,000円、<u>1,300円</u>、<u>1,000円</u>及び600円とし、様式第1号による。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>（証紙寸法各証紙とも縦29ミリメートル横29ミリメートル）</p> <p>略</p> 	<p>(証紙)</p> <p>第2条 証紙は、額面金額をそれぞれ16,500円、12,300円、11,000円、8,200円、6,100円、5,500円、4,100円、2,700円、2,000円及び<u>1,300円</u>とし、様式第1号による。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>（証紙寸法各証紙とも縦29ミリメートル横29ミリメートル）</p> <p>略</p> 

改正前



様式第2号(第3条関係)

略

略		
狩猟者の登録及び税額の区分 (該当する区分の号数を で囲んでください。)	狩猟者の登録の区分	税額(円)
	1 ~ 5	略
6	次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録 (1) ~ (3) 略 (4) <u>(3)の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合であって、当該登録に係る狩猟免許と同一の種類</u> の狩猟免許について当該登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録 (5) (1)と(3)又は(4)の重複登録 (6) (2)と(3)又は(4)の重複登録	上記1 ~ 5のうち該当する区分の税額に、(1)の場合は4分の1を、(2)の場合は4分の3を、(3)及び(4)の場合は2分の1を、(5)の場合は8分の1を、(6)の場合は8分の3をそれぞれ乗じて得た金額(100円未満切捨て)
証紙をはるところ 備考 ・証紙は、佐賀県の証紙をはって		

改正後

様式第2号(第3条関係)

略

略		
狩猟者の登録及び税額の区分 (該当する区分の号数を で囲んでください。)	狩猟者の登録の区分	税額(円)
	1 ~ 5	略
6	次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録 (1) ~ (3) 略 (4) <u>認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録</u> (5) <u>許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録</u> (6) <u>許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録</u>	上記1 ~ 5のうち該当する区分の税額に、(1)の場合は4分の1を、(2)の場合は4分の3を、(5)及び(6)の場合は2分の1をそれぞれ乗じて得た金額(100円未満切捨て)とし、(3)及び(4)の場合は課税免除とする。
証紙を貼るところ 備考 ・証紙は、佐賀県の証紙を貼って		

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">ください。 ・証紙を<u>はって</u>から消印しないで ください。</p> <p>上記の者は、次の<u>一</u>に該当する者であることを証明します。(該当するものを <u> </u> で囲んでください。)</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">ください。 ・証紙を<u>貼って</u>から消印しないで ください。</p> <p>上記の者は、次の<u>いずれか</u>に該当する者であることを証明します。(該当するものを <u> </u> で囲んでください。)</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>注 1 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>様式第9号(第11条関係)</p> <p>略</p> <p>様式第11号(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>様式第12号(第12条関係)</p>	<p>注 1 略</p> <p><u>2</u> 狩猟者の登録の区分の欄の6の(3)から(6)までに掲げる登録は、(3)にあつては佐賀県税条例附則第24条第1項、(4)にあつては同条第2項、(5)にあつては同条例附則第24条の2第1項、(6)にあつては同条第2項に規定する要件を満たす狩猟者の登録に限ります。</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>様式第9号(第11条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この様式に記載された個人情報は、<u>狩猟税証紙売りさばき人の指定事項の変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div> <p>様式第11号(第12条関係)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この様式に記載された個人情報は、<u>狩猟税証紙売りさばき業務の廃止に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div> <p>様式第12号(第12条関係)</p>

改正前	改正後
略	略 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報、狩猟税証紙売りさばき人の死亡（解散）に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。